

各国・地域における放射線検査機関  
(エジプト)

2011年4月12日

ジェトロ・カイロ事務所

検査機関名	原子力エネルギー庁 Atomic Energy Authority
所在地	Atomic Energy Authority HQ 3 Ahmed El-Zomor St., Nasr City, Cairo, Egypt
電話	+202 2875924
FAX	+202 2876031
E-mail	
URL	<a href="http://www.eaea-sci.org">http://www.eaea-sci.org</a>
検査対象品	1. 3月10日以降輸入停止品：食品、植物、植物商品、原材料 (earth raw material)、屑鉄 (metallic junk)、中古車部品・スペアパーツ 2. 3月10日以降検査対象品：上記以外すべて 【根拠令】首相令11年458号(3月31日付)
検査に必要な検体量	
測定可能な放射性核種	1. 車、機械、部品、医療機器等 (サンプル検査不要)：表面汚染検査 (ガンマ、ベータガンマ、アルファ) 2. 有機化合物、液体、化学品 (サンプル検査要)：multi-channel L.C. high pure GeLi detectors
検査料	11EGP/トン (最低550EGP、最大3,050EGP) EGP：エジプト・ポンド
検査にかかる必要日数	約2週間 検査結果後、問題のない貨物は即時～24時間以内にリリース
当該国政府の登録・認定・指定・検査機関か	【根拠令】大統領令2000年106号 (同令にて輸出入公団が輸出入管理を行うことが定められており、今回は放射能検査のため、原子力エネルギー庁が実施機関となる。)
相手国の規制などにより陸揚げできない貨物の検査は保税状態で検査してくれるのか、輸入が認められた貨物のみか	その他、原子力エネルギー庁情報 1. 基準値以上の貨物は日本に返送される。 2. 日本政府は日本からエジプトに放射能に汚染されたものが輸出されないよう監督すべき。証明書の発行は参考資料となるが、義務ではない。 3. 基準値は0.05 $\mu$ Sev.hr以下であること。 (原文：Surveying contamination monitors reading should not exceed the natural background reading $\sim$ 0.05 $\mu$ Sev.hr.)

【免責事項】

ジェトロは、本資料の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提出した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではありません。また、各国・地域の状況は刻々と変わっておりますので、ご利用に当たっては当該国・地域の政府機関への確認をおすすめします。

Copyright © 2011 JETRO. All rights reserved.